

議案第16号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第5その2第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額		
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			5,000円		36,800円
共同住宅等	住戸部分（一棟の総戸数）	5戸以下	10,100円	35,300円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	51,200円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	73,600円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	111,000円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	168,100円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	239,500円	411,500円

		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
共用部分 (床面積)		300 平方メートル以内のもの	10,100 円		117,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円		155,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円		194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円		303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円		389,100 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円		465,100 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円		541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第 5 その 3 第 1 項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素	その他の場合

		建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅		3,000円		18,900円	
共同住宅等	住戸部分（一棟の総戸数）	5戸以下	6,000円	18,600円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	23,700円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	39,600円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	60,400円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	92,700円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	133,500円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	172,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	176,000円	335,300円
	共用部分（床面積）	300平方メートル以内のもの	6,000円		59,900円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円		79,500円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円		100,100円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円		160,200円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円		208,300円
		10,000平方メートル	104,100円		249,900円

	を超え 25,000 平方メートル以内のもの			
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円		292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第6その5第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

			1棟当たりの手数料の金額		
			申請に係る建築物	その他の場合	
区分	エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
		5,000 円	18,700 円	36,800 円	
一戸建ての住宅		5,000 円	18,700 円	36,800 円	
共同住宅等	住戸部分（総戸数）	5 戸以下	10,100 円	35,300 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	51,200 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	73,600 円	147,500 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	111,100 円	211,900 円

		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	168,100 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	239,500 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
共用部分 (床面積)		300 平方メートル以内のもの	10,100 円		117,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円		155,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円		194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円		303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円		389,100 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円		465,100 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円		541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6その6第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1 棟当たりの手数料の金額		
			申請に係る建築物 エネルギー消費性 能向上計画が、建 築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第 35 条第 1 項各号に掲 げる基準又はこれ と同等の基準に適 合するものとし て、市長が別に定 める方法により技 術的審査を受けた ものである場合	その他の場合	
				申請に係る建築 物エネルギー消 費性能向上計画 が、建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関す る法律第 35 条第 1 項第 1 号の規 定に基づき定め られた簡易な評 価方法であって 市長が別に定め る方法により評 価されたもので ある場合	左記以外の 評価方法に より評価さ れたもので ある場合
一戸建ての住宅			3,000 円	9,800 円	18,900 円
共同 住宅 等	住戸部 分（総 戸数）	5 戸以下	6,000 円	18,600 円	38,200 円
		6 戸以上 10 戸以下	10,400 円	23,700 円	54,100 円
		11 戸以上 25 戸以下	17,300 円	39,600 円	76,600 円
		26 戸以上 50 戸以下	29,000 円	60,400 円	110,800 円
		51 戸以上 100 戸以下	52,000 円	92,700 円	160,500 円
		101 戸以上 200 戸以下	82,400 円	133,500 円	219,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	104,100 円	172,100 円	287,100 円
		301 戸以上	111,100 円	176,000 円	335,300 円
	共用部 分（床 面積）	300 平方メートル以内 のもの	6,000 円		59,900 円
		300 平方メートルを超 え 1,000 平方メートル 以内のもの	11,000 円		79,500 円
1,000 平方メートルを 超え 2,000 平方メー トル以内のもの		17,300 円		100,100 円	
2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メー		52,000 円		160,200 円	

	ル以内のもの			
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円		208,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円		249,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円		292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

第2条 松阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3その1の表第15号中「法第52条第9項、第10項又は第13項」を「法第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同号を第15号の2とし、第14号の次に次の1号を加える。

15	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000 円
----	---	--------------------	----------

別表第3その1の表第19号の次に次の1号を加える。

19 の2	法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	16 万円
----------	---	------------------	-------

別表第3その1の表第20号中「法第55条第3項各号」を「法第55条第4項」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表第23号の次に次

の1号を加える。

23 の2	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
----------	---	--------------------------	------

別表第3その1の表第39号から第44号までを次のように改める。

39	法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
40	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築等をする建築物の数が1である場合にあつては78,000円、2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築等をする建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
41	法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあつては22万円、3以上である場合にあつては22万円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
42	法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一定の一団の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請	建築等をする建築物の数が1である場合にあつては22万円、2以上である場合にあつては22万円に1を超える建築等をする建築物の数に28,000円を乗じて得

		手数料	た額を加算した金額
43	法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあつては 78,000 円、2 以上である場合にあつては 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した金額
44	法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあつては 22 万円、2 以上である場合にあつては 22 万円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した金額

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。